

国土強靱化の概要について

平成28年3月16日
第1回千葉県国土強靱化
有識者会議

国土強靱化とは

- 国土強靱化は、いかなる災害等が発生しようとも、
- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興
- を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進するもの

(「国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第2版)」より)

地域計画の基本的考え方

都道府県等は地域計画をつくることができる。

〔参考〕国土強靱化に関する計画の体系

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係(第10条ほか)

○国土強靱化基本計画

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めなければならない。
(=アンブレラ計画)

[政府が作成]

指針となる

国の他の計画

(国土強靱化基本計画を**基本**とする)

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する**必要な勧告**

○国土強靱化地域計画

※国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。
(=アンブレラ計画)

[都道府県・市町村が作成]

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

調和

他の計画との関連

国土強靱化地域計画は、
国土強靱化に関しては、
「総合計画」や「地域防災計画」をはじめ
各種計画の指針となるべきものとされて
おり、策定後は、その内容を指針として
必要に応じて既存の各種計画の見直し等
を適切に行うこととされている。

国土強靱化地域計画に基づき実施される 取組みに対する関係府省庁の支援

- 地方公共団体により策定される国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対し、政府として、以下に掲げる32の関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援を講じる(平成28年1月14日開催の関係府省庁連絡会議において決定)。

○標記関係府省庁の支援の内容

- 以下に掲げる交付金・補助金の交付の判断にあたって、一定程度配慮

内閣府	地方創生推進交付金、都市再生安全確保計画策定事業費補助金
警察庁	都道府県警察施設整備費補助金(警察施設整備関係)、特定交通安全施設等整備事業に係る補助金
総務省	地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金(放送ネットワーク整備支援事業)、無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業)、観光・防災Wi-Fiステーション整備事業、無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業)、消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金
文部科学省	【新規】学校施設環境改善交付金
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、保育所等整備交付金
農林水産省	農村地域防災減災事業、農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策、強い農業づくり交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金、治山事業、次世代林業基盤づくり交付金のうち森林・林業再生基盤づくり交付金、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、水産基盤整備事業、強い水産業づくり交付金、農山漁村地域整備交付金、【新規】海岸事業(漁港海岸)
経済産業省	自立防災型高効率給湯器導入支援補助金、石油製品利用促進対策事業費補助金、地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金、石油製品流通網維持強化事業費補助金
国土交通省	防災・安全交付金
環境省	【新規】循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

国土強靱化地域計画策定プロセス

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、強靱化
施策分野の設定

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

STEP4 リスクへの対応方策の検討

STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け

国土強靱化計画の策定イメージ

(例)「国土強靱化基本計画」

1 基本目標の設定
・人命の保護等(基本4目標)

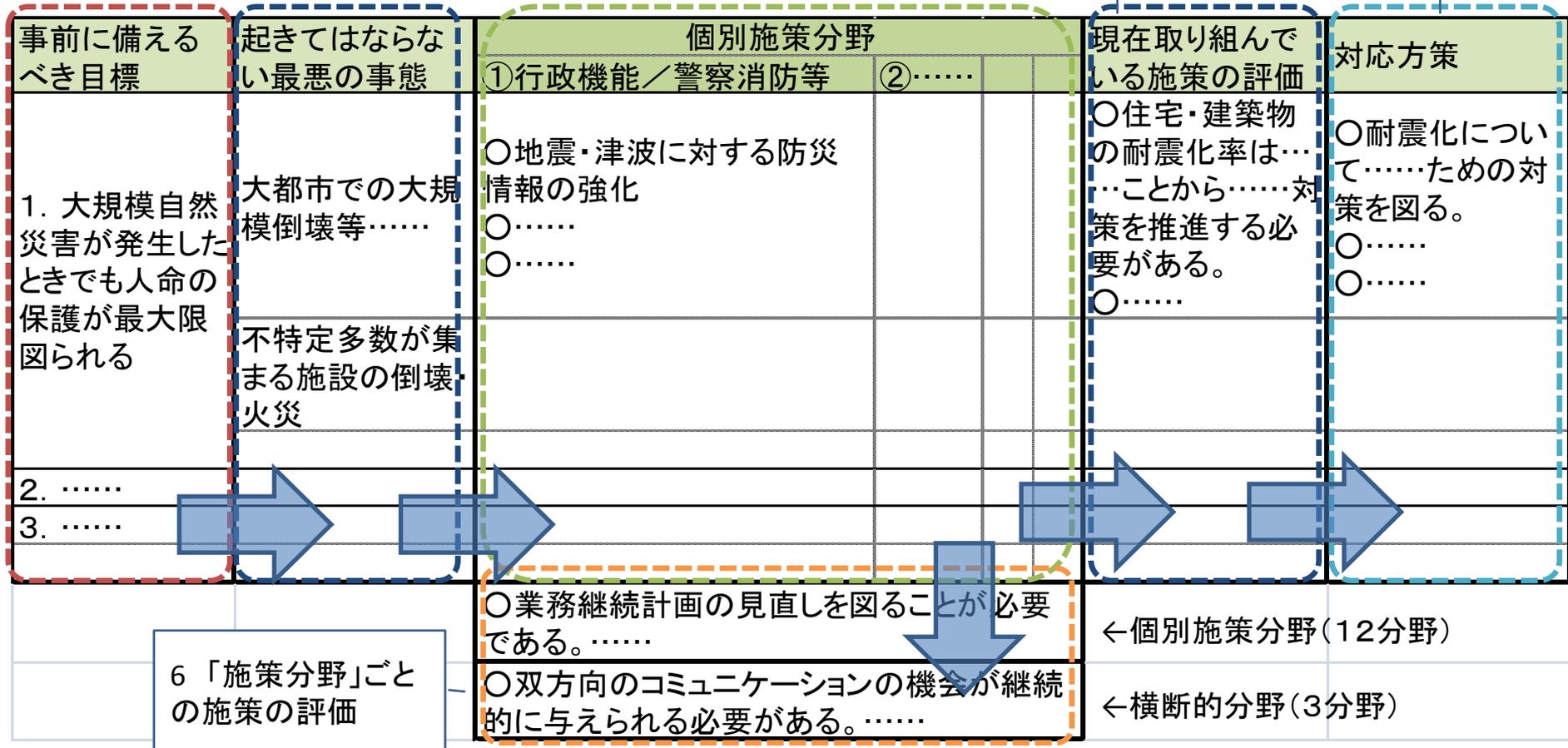
2 事前に備えるべき目標の設定
(基本8目標)

3 起きてはならない最悪の事態の設定
(基本45事態)

4 リスク回避に必要な施策分野を設定
(基本12+3分野)

5 「最悪の事態」ごとの施策の評価

7 対応方策の検討



6 「施策分野」ごとの施策の評価

STEP1 地域を強靱化する上での目標 の明確化

(例)「国土強靱化基本計画」

◆ 4つの基本目標

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

◆ 事前に備えるべき目標

- 1)大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2)大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3)大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4)大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5)大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- 6)大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7)制御不能な二次災害を発生させない
- 8)大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、 強靱化施策分野の設定

地域計画においては、本県の状況を踏まえて、
リスクシナリオ及び施策分野を設定する。

① 想定するリスク

・国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を当面想定する。

② リスクシナリオ(「起きてはならない最悪の事態」)

・維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク及び地域の特性を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

③ 施策分野

・②で設定したリスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて施策分野を設定する。

・基本計画では、以下の12個別施策分野と3横断的分野を設定

[個別施策分野]

i 行政機能／警察・消防等、ii 住宅・都市、iii 保健医療・福祉、iv エネルギー、v 金融、vi 情報通信、vii 産業構造、viii 交通・物流、ix 農林水産、x 国土保全、xi 環境、xii 土地利用(国土利用)

[横断的分野]

i リスクコミュニケーション、ii 老朽化対策、iii 研究開発

プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標

I. 人命の保護が最大限図られる

II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

IV. 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
	2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1) 矯正施設からの被收容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全
	3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

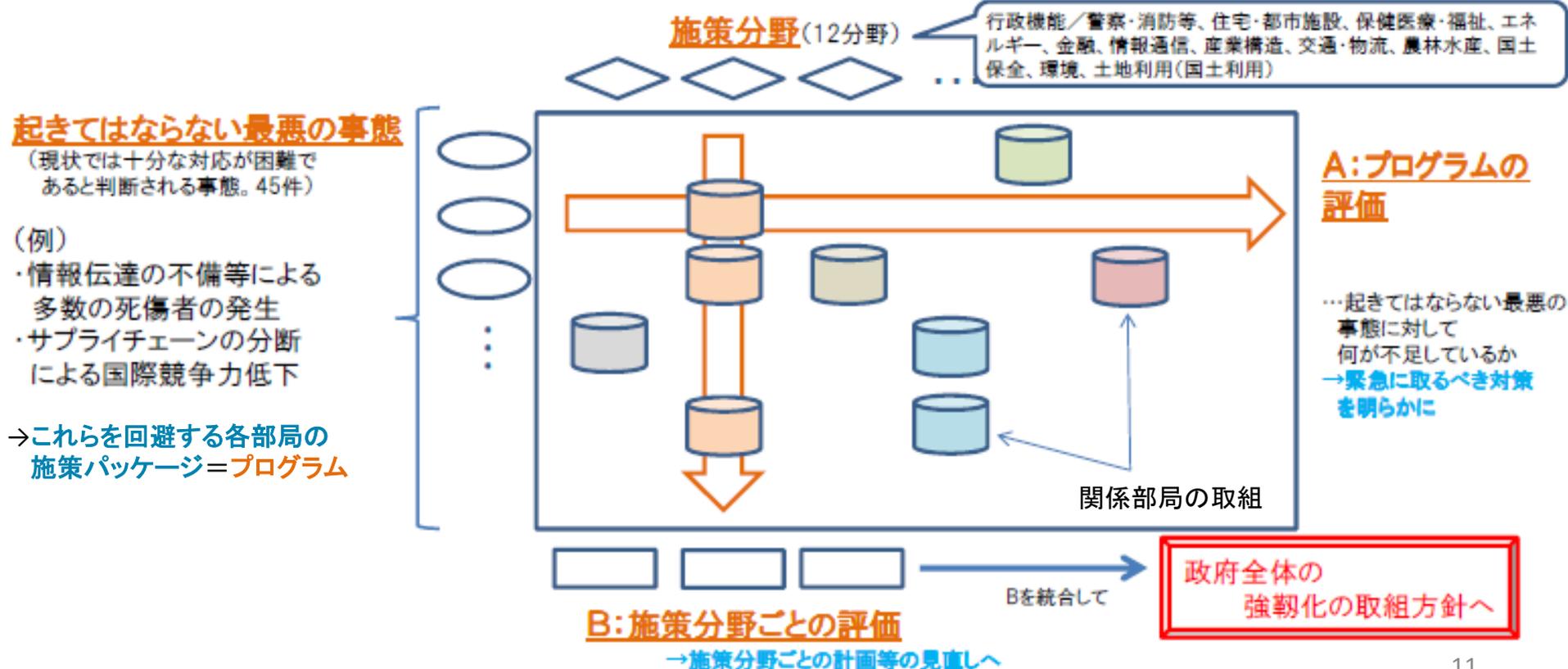
事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
	5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
	5-6) 複数空港の同時被災
	5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-8) 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5) 異常湧水等により用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1) 市街地での大規模火災の発生
	7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5) 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

脆弱性評価のイメージ

<各府省庁が実施している施策をダブルチェック>

- 「起きてはならない最悪の事態」を踏まえたチェック ⇒ 施策の偏り、府省庁間連携
- 平時の政策の見直しにつなげる ⇒ 「国土強靱化」(レジリエンス)概念を各種政策へ反映
⇒ 他の計画の指針



STEP4 リスクへの対応方策の検討

・ハード対策とソフト対策の組合せ(例)

○国土強靱化は、その基本目標から、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみでは不十分であり、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせる効果的に施策を推進するものです。

○例えば、ハザードマップの作成や避難訓練といった「ソフト対策」は、限られた財政の中で、短期間に一定の効果を得るための有効な対策となり得るものです。一方、「ハード対策」は、堤防の整備や施設の耐震化のように、対策の実施や効果の発現までに長期間を要するものや、老朽化対策のように、時期を逸することなく着実に対応することが求められるものがあります。従って、**長期的な視野の下で、全体の工程を念頭に置きつつ、ソフトとハードを適切に組み合わせた全体の施策のパッケージを定め、計画的に施策を推進**していくことが重要となります。

〔参考〕水害・津波対策の例



STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け

(参考) 国におけるこの STEP での取組み

- 基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラムとして 45 のプログラムを設定し、この上で、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点を踏まえつつ、有識者等の意見も聞きながら、重点化すべき 15 のプログラムを選定しました。
- 一方、**地方公共団体においては、基本計画との調和を保ちつつ、それぞれの地域が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について個別の事業も含め、重点化・優先順位付けしながら、地域強靱化計画を策定することになります。**

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」より

STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
			1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
			1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
			1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
			1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止			
5-8 食料等の安定供給の停滞			
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
7	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 制御不能な二次災害を発生させない	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	